

街路樹の自費工事による移植等の承認に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、道路の自費工事に伴う街路樹の移植等の申請に対する承認に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

2 承認の申請

道路の自費工事等に伴い、既存の街路樹の移植、既存の街路樹の撤去及び代替木の新植等(以下「移植等」という。)の承認を受けようとする者には、「街路樹自費工事承認申請書(別記様式)」により、承認の申請を行わせるものとする。

3 承認の判断基準

承認の申請があった場合で、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、原則として申請を承認するものとする。

- (1) 道路の自費工事等に伴って街路樹が支障となっていること。
- (2) 街路樹を現況のまま残さなければならない特段の必要が認められないこと。(記念樹等)

4 承認の内容

承認の内容は、街路樹の規格に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、既存木に衰弱、腐朽等の症状が認められる場合、その他、特に必要と認められる場合は別の取扱とする。

区分	街路樹の規格(幹周り)	承認の内容
高木	(1) 40cm 未満の場合	①「既存木の移植」を指定する。
	(2) 40cm 以上 60cm 未満の場合	①「既存木の移植」、又は ②「既存木の撤去及び代替木の新植」 のいずれかを指定する。
	(3) 60cm 以上の場合	①「既存木の撤去及び代替木の新植」を指定する。
低木		①「既存木の移植」を指定する。

※低木には地被類を含む。以下、同じ。

5 移植等の取扱

- (1) 既存木の移植及び代替木の新植先は、別に指定するものとする。
- (2) 新植に使用する代替木は、高木については、原則として、撤去する既存樹の2分の1以上の幹周りの樹木とする。ただし、既存木の幹周り60cm以上の場合にあつては、30cm以上の樹木とする。
低木については、見通しなどの現場条件を鑑み、別途指定する。
- (3) 「既存木の移植」及び「既存木の撤去及び代替木の新植」に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) この要領に基づく移植等の工事は、建設業法に基づく造園工事業の許可を有するものが行わなければならないものとする。

6 重要樹等の特例

- (1) 本市において特に重要と認められる街路樹や多数の街路樹を撤去する場合(以下「重要樹等の撤去の場合」という。)は、撤去した街路樹を最大限、有効活用するよう申請者に検討させるものとする。
- (2) 重要樹等の撤去の場合は、申請者において、次の各号に定める方法により、周辺住民への周知を図ることを条件として付すものとする。
 - ① 事前説明会の開催
 - ② 看板の掲出
 - ③ その他適当と認める方法

7 承認

- (1) 承認は、「街路樹自費工事承認書(別記様式)」により行うものとする。
- (2) 承認にあたっては、本要領の定めるところに従って、申請ごとの状況に応じ、必要な条件を付すものとする。

8 完了検査

申請者は移植等が完了した時は、速やかに完了検査を受けなければならないものとする。

9 枯れ補償

既存木の移植または代替木の新植をした樹木が、完了検査の日から1年以内に枯損

した場合は、申請者は同等以上の樹木に植え替えなければならないものとする。

1 0 公共工事の実施に伴う街路樹の移植等

- (1) 道路管理者(各区地域整備部及び道路下水道局建設部)が実施する公共工事に伴う街路樹の移植等については、街路樹管理者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 道路管理者以外の者が実施する公共工事に伴う街路樹の移植等については、原則として、本要領の定めるところによるものとする。